定款

日本ギア工業株式会社

```
昭和26年 9月20日
```

令和 5年 3月 1日

第1章総則

(商 号)

第1条 当会社は、日本ギア工業株式会社(英文ではNIPPON GEAR CO., LTD.) と称する。

(目 的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - 1. 歯車の設計、製造、販売
 - 2. 減速機、増速機、無段変速機とそれらに関連する装置及び部品の設計、製造、販売
 - 3. ミキサーとそれに関連する装置及び部品の設計、製造、販売
 - 4. ジャッキ、電動シリンダーとそれらに関連する装置及び部品の設計、製造、販売
 - 5. バルブ・コントロールとそれに関連する装置及び部品の設計、製造、販売
 - 6. 計測機器、データ通信機器、制御機器とそれらに関連する装置及び部品の設計、製造、 販売並びにソフトウェアの開発、製作、販売
 - 7. 増・減速機、変速機、各種バルブ、バルブ・コントロール、ミキサー、ジャッキ、計測機器、データ通信機器、制御機器とそれらに関連する装置及び部品の据付、組立、保守、 修理、改造、技術指導及び代理販売
 - 8. 機械器具設置工事、電気工事の設計、監理、施工
 - 9. 前各号に関連付帯する事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機 関)

- 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
 - 1. 取締役会
 - 2. 監査役
 - 3. 監查役会
 - 4. 会計監查人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由に よって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、5,700万株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行 使することができない。
 - 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - 2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - 3. 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - (2) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
 - (3) 当会社の株主名簿の作成及び備置きその他の株主名簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに 随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

- 第14条 株主総会は、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、議長となる。
 - (2) 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子 提供措置をとる。
 - (2) 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行 使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - (2) 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使する ことができる。
 - (2) 株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(選 任)

- 第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
 - (2) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - (3) 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(定 員)

第19条 当会社の取締役は、7名以内とする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株 主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
 - (2) 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長、専務取締役各1名、常務取締役若干名を選定することができる。

(報酬等)

第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(招集権者及び議長)

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定めた取締役がこれを招集し、議長となる。
 - (2) 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。
 - (3) 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく 開催することができる。

(決議方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数を もって行う。

(決議の省略)

第25条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第26条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規則による。

(取締役の責任限定契約)

第27条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、当該取締役が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、金2,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令に定める金額のいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(選 任)

第28条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

(2) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(定 員)

第29条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(任期)

- 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株 主総会の終結の時までとする。
 - (2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(報酬等)

第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(招集通知)

- 第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の 場合はこの期間を短縮することができる。
 - (2) 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(決議方法)

第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監查役会規則)

第35条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の定める監査役会規則による。

(監査役の責任限定契約)

第36条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項 の損害賠償責任について、当該監査役が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない ときは、金1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令で定める金額のいずれか高い額 を限度とする旨の契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(選任及び任期)

- 第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
 - (2) 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - (3) 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、定時株主総会において 再任されたものとみなす。

(報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第39条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第40条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第41条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。